

発議第 3 号

令和元年 6 月 1 0 日

国東市議会議長 野田 忠治 様

提出者 国東市議会議員 森 正二

賛成者 国東市議会議員 石川 泰也

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することになるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

大分県国東市議会議長 野田 忠治

内閣総理大臣	安倍	晋三
総務大臣	石田	真敏
財務大臣	麻生	太郎
農林水産大臣	吉川	貴盛
国土交通大臣	石井	啓一

発議第 4 号

令和元年 6 月 1 0 日

国東市議会議長 野田 忠治 様

提出者 国東市議会議員 森 正二

賛成者 国東市議会議員 石川 泰也

大分自動車道及び東九州自動車道の濃霧対策に関する意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

大分自動車道及び東九州自動車道の濃霧対策に関する意見書（案）

大分自動車道及び東九州自動車道は沿線の産業、経済、観光等、あらゆる面で極めて重要な機能を有し、地域発展に必要不可欠な道路体系の根幹を成している。また、既存の国道等の道路網と一体となって幹線ネットワークを形成し、大分空港へのアクセス、緊急医療、災害時の支援、迂回路機能の確保といった点でも「命の道」として貢献している。

こうした中、国土交通省のまとめた高速道路の「要因別通行止め時間ワーストランキング」では、2014年度（平成26年度）271時間、2015年度（平成27年度）314時間と2年連続で、「霧」、「災害・悪天候」の両部門で全国ワーストとなった。

特に、大分自動車道湯布院IC～日出JCT間及び東九州自動車道速見IC～別府IC間においては、年間を通じて30m先も見えないような視界状態の濃霧が度々発生する。

これは、別府湾方面から自動車道がある山側へ吹く風により、湿った空気が斜面を這い上がることで、空気が冷やされ空気中の水分が飽和状態に達して発生する滑昇霧が主な原因と考えられる。

西日本高速道路株式会社においては、平成12年度から日出JCTから別府IC方面あるいは速見IC方面にかけ防霧ネットを設置されているが、前述の調査結果からすれば、その効果は限定的と言わざるを得ない。今後もこうした状況が放置されれば、通行止めによる社会的損失は、看過できないレベルに達するものと推察される。

国土交通大臣においては、西日本高速道路株式会社に対し引き続き指導を行うとともに、抜本的な濃霧対策を講じるよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年 月 日

大分県国東市議会議長 野田 忠治

衆議院議長	大島 理森	様
参議院議長	伊達 忠一	様
内閣総理大臣	安倍 晋三	様
財務大臣	麻生 太郎	様
総務大臣	石田 真敏	様
国土交通大臣	石井 啓一	様

令和元年 6 月 1 0 日

国東市議会議長 野田 忠治 様

提出者 国東市議会議員 元永 安行

賛成者 国東市議会議員 唯有 幸明

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、
令和 2 年度政府予算に係る意見書（案）

上記議案を別紙のとおり会議規則 1 4 条の規定により提出します。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、
令和 2 年度政府予算に係る意見書（案）

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮しています。豊かな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、学校現場においては、長時間労働是正にむけて教職員の「働き方改革」がすすめられようとしています。中でも教職員定数改善は欠かせません。

大分県においては、厳しい財政状況の中、独自財源による小学校 1・2 年生、中学校 1 年生の 30 人以下学級の定数措置が行われています。自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であり、見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。一方、一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境の実現には、複式学級の編成基準の引き下げや「2 複」の解消が喫緊の課題です。国の施策として定数改善等にむけた財源を保障し、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることが出来るように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を 2 分の 1 に復元すること。
3. 少人数学級を推進するとともに、複式学級を解消すること。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出します。

令和元年 月 日

大分県国東市議会議長 野田 忠治

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
財務大臣	麻生	太郎	様
総務大臣	石田	真敏	様
文部科学大臣	柴山	昌彦	様

国東市議会議長 野田 忠治 様

提出者 国東市議会議員 白石 徳明

賛成者 国東市議会議員 吉田眞津子

消費税 10%増税中止を求める意見書（案）

上記議案を別紙のとおり会議規則 1 4 条の規定により提出します。

消費税 10%増税の中止を求める意見書（案）

政府は、繰り返し今年 10 月から消費税を 10%に引き上げることを明言しています。

しかし、2014 年 4 月に消費税率を 5%から 8%に引き上げた後、これまでに家計消費は一月も増税前の水準を上回ったことはありません。このような時期に消費税を増税すれば、家計消費への大打撃になり、景気に深刻な影響を与えることは必至です。安倍首相も臨時国会で「(前回の増税が) われわれの当初の目論見よりも大きく消費に影響を与えたという認識はもっている」と、認めざるを得ませんでした。今回、政府が打ち出そうとしている「景気対策」も、多くの問題点が明らかとなっています。

食料品に軽減税率を設ける施策は 8%に据え置くだけで負担が軽くなるわけではありません。中小企業支援策の「ポイント還元」もそもそもカード決済を行っていない企業が多く、カード会社が課す手数料は決済額が少ない中小店舗ほど高いという問題があります。

さらに低所得者向けのプレミアム商品券に至っては、「商品券を使って買い物をすればレジで『私は低所得者です』というようなもの」との声があがるなど、いずれの施策も愚策といえるものです。

複数税率導入で必要となるインボイス（適格請求書）制度も問題です。免税業者はインボイスを発行できず、取引から排除されて存亡の危機に立たされる恐れがあります。

こうした数々の問題点がある消費税 10%増税は中止し、大企業や富裕層への優遇税制こそ見直すことを強く求めます。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出します。

令和元年 月 日

大分県国東市議会議長 野田 忠治

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
財務大臣	麻生	太郎	様
経済産業大臣	世耕	弘成	様